

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 土地改良区の定款の変更を認可した件 八
- 県営土地改良事業計画を変更した件 八
- 土地改良法により換地処分をした件 八

公 告

- 保安林の指定をする予定である件 八
- 道路の区域を変更する件 八
- 道路の供用を開始する件 八
- 一般競争入札を行う件 八
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称を変更した旨届出があった件 八
- 公共測量の実施について通知があった件 八

告 示

福島県告示第四百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、館岩土地改良区から平成二十年二月一日付けで申請のあった定款の変更について、同月六日認可した。

平成二十年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、長坂地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し
縦覧の期間
平成二十年二月十八日から
平成二十年三月十日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所
耶麻郡猪苗代町役場

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十年二月五日奥会津二期地区の県営区画整理事業に係る玉梨換地区の換地処分をした。

平成二十年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十年二月五日奥会津二期地区の県営区画整理事業に係る新遠路換地区の換地処分をした。

平成二十年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

田村市都路町古道字山口二四八の五、都路町岩井沢字日向一一八

二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 主伐は、択伐による。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

〔森林林業領域治山対策グループ〕

福島県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 四五九号	耶麻郡猪苗代町字山神 原七〇八二番一地先か ら	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	三三・四〇
	同 郡同 町字山神 原七〇八二番一地先ま で	一一・〇〇	一一・〇〇		

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	耶麻郡猪苗代町字山神原七〇八二番一地先か ら	平成二〇年 二月一五日
	同 郡同 町字山神原七〇八二番一地先ま	

り

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第80号

WTOに基づき政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年2月15日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定業務の件名及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成21年3月31日
- (4) 納入場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくはなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくはなされている者において、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去3年以内に、本仕様と同程度の税務システムを維持管理した実績がある者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(2)から(4)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、平成20年3月12日（水）午後5時30分までに当該申請を行わなかったときは、

当該資格を与えないので注意すること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部財務領域税務システムグループ
電話024-521-7728

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成20年2月15日(金)から同年3月12日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所と同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業企画A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、3に掲げる場所まで請求すること。

なお、平成20年3月12日(水)午後5時30分まで必着とする。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成20年3月27日(木) 午前10時
- (2) 場所 福島県自治会館5階502会議室(福島県福島市中町8番2号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成20年3月26日(水)午後5時30分までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納入しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約に手続において使用する言語及び通話 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、4月1日以降で予算の執

行が可能となったときに、入札の効力が生じる。なお、詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and operation of taxation system for the Fukushima Prefectural Government, 1 set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 10 : 00 a.m., 27 March 2008
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 26 March 2008
- (4) Contact point for the notice : Taxation System Group, Finance Division, General Affairs Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7728
(財務領域税務システムグループ)

公告第八十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次の指定自立支援医療機関から当該指定に係る名称を変更した旨届出があった。

平成二十年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前の名称	変更後の名称	所在地	自立支援医療の種類	指定されている診療科名
医療法人社団とまわ会クリニック	医療法人癒水会クリニック	会津若松市新横町一―二六	更生医療	腎臓

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第八十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について、平成二十年二月五日付けで新地町長から次のとおり通知があった。

平成二十年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 相馬郡新地町谷地小屋
- 二 測量期間 平成二十年二月十日から同年三月二十五日まで
- 三 作業の種類 公共測量(二級基準点座標変換及び二級基準点測量)
(土木総務領域総務予算グループ)